

西15丁目電停周辺地区における景観まちづくり指針 ニュースレター vol.6

発行者:札幌市地域計画課
発行日:平成29年(2017年)7月

SAPP
RO

「景観まちづくり指針」ができました!!

●平成27年から地域の皆さまと一緒に
つくってきた景観まちづくり指針が
できました。

これからは地域の魅力向上につな
がる景観まちづくり活動にみんなで取
組んでいきましょう。



みんなで取り組む景観まちづくり活動

●今よりもさらにまちの魅力向上につながる取組や活動をみんなで実施していきましょう。

緑化・
花植え活動



安心安全な
沿道の街並み
づくり



地区の交流の場
・機会づくり



まちの環境美化

冬の景観づくり

地区の情報発信

くわしくは
指針20ページ

目 標

【目標】 電停を中心に集積する多様な機能を生かし、
地区の魅力をも高める景観まちづくり

～住む人も、訪れる人も居心地のよいまちへ～

対象区域

景観まちづくり推進区域

以下の町内会の範囲と西屯田通沿線の一部
 ・大通西14丁目町内会 ・西第12町内会
 ・大通15丁目町内会 ・西第13町内会
 ・御幸町内会 ・西第15町内会

対象区域のポイント

■景観まちづくり推進区域

：指針が適用される区域です。

■景観誘導区域

：一定規模を超える建築物等の建築等を行う際に、札幌市への届出が必要となる区域です。

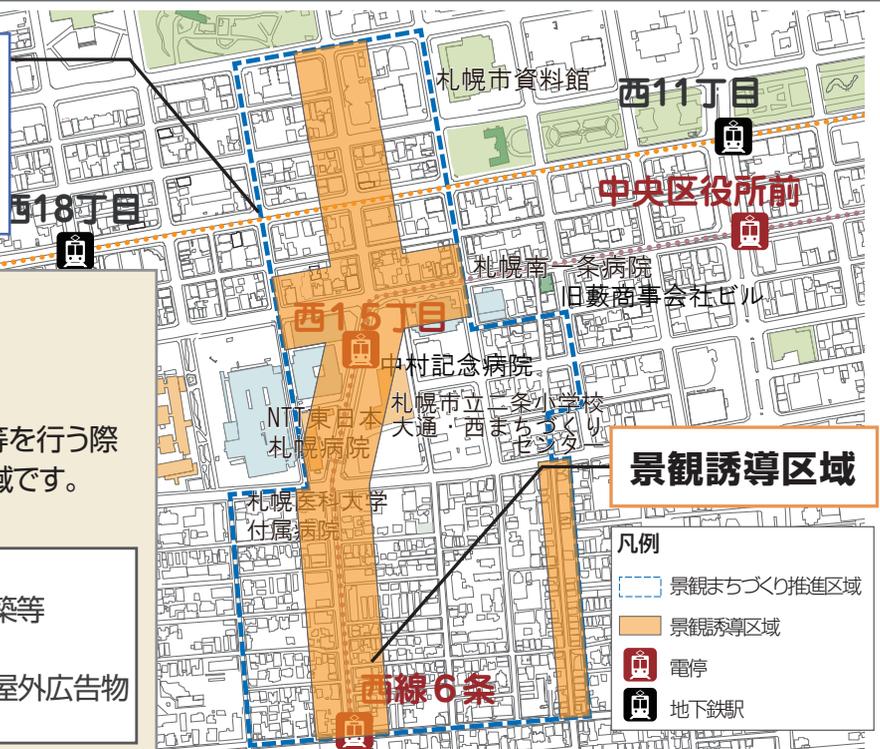
*届出対象となる行為の例

【建築物等】に関する行為

：高さ10メートルを超える建築物の新築等

【広告物】に関する行為

：表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物等の掲出



基準

(1) みどり

(2) 建築物・工作物

(3) 夜間景観

(4) 広告物等

例えば…

景観まちづくり推進区域に関する事項

② 外構部分の緑化に努めましょう

既存のみどりは
できる限り保全



新たな緑化で潤いとやすらぎを創出

<解説>

日常生活を営む上で、身近にある花やみどりは、潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な資源です。庭先などの既存のみどりは、樹木の状態を考慮した上で、できる限り保全するとともに、新たなみどりを創出するため、外構部分等の緑化に努めましょう。

くわしくは
指針7~17ページ

景観まちづくり指針ができるまでの経緯



景観まちづくり指針の内容について

●札幌市の公式ホームページや、以下の場所で閲覧可能です。

○札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課(札幌市役所本庁舎5階)

(<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/machizukuri/romendensya27.html>)

お問い合わせ先 札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 担当:相澤、三津谷

TEL:011-211-2545 FAX:011-218-5113 URL:<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/index.html>